

令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員とは、愛媛県官民共創拠点管理規則（令和8年愛媛県規則第10号）第6条第1項に定める利用の許可を受けた者をいう。
- (2) 共創パートナーとは、愛媛県官民共創拠点「E:N BASE」（以下「拠点」という。）の主体的な活用や共創活動への積極的な参画を通じて、県と共に共創を推進するため、拠点における共創パートナー制度に登録された民間企業、スタートアップ、大学、金融機関、商工・経済団体等の法人その他の団体（以下「法人等」という。）をいう。
- (3) 連携体とは、会員又は共創パートナーのうち、2者以上で構成される組織をいう。
- (4) 共創プロジェクトとは、官民や民間同士の共創により地域課題の解決や新たな価値の創出に取り組むプロジェクトをいう。

(目的)

第3条 この補助金は、連携体が行う共創プロジェクトの立ち上げに向けて必要となる実証等の取組に要する経費を補助することで、共創プロジェクトの円滑な始動を後押しし、地域課題の解決や新たな価値の創出を通じた地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、連携体が行う共創プロジェクトの実証段階で実施する事業とする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとし、補助金の額は次表の第1欄に定める補助限度額と第2欄に定める補助率の支出額とを比較して低い額を限度額として交付する。

1 補助限度額	2 補助率
300,000円	補助対象経費の10/10

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする連携体の代表者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。
- (2) 県補助金の増減があるとき。

(補助事業の中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の補助事業中止（廃止）承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することがある。

(状況報告)

第10条 知事は、補助事業の円滑適性な執行を図るため必要があると認められるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告書（様式第4号）を求めることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して10日以内又は令和9年3月5日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第5号）に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、補助事業の円滑な実施のため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助事業者は、前条の規定により概算払を受ける場合を除き、第11条の規定による通知を受けたときは、精算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

3 知事は、前条の規定により概算払をした場合において、既に交付した額が第11条の規定により確定した額を超えるときは、補助事業者に対し、その超える額の返還を命ずることができる。

(財産の管理)

第15条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第17条 知事は、第8条第2項の規定により補助事業の中止又は廃止を承認したときは、第6条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(書類の経由)

第19条 この要綱により知事に提出する書類は、官民共創推進課長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費一覧表

区分	内容
消耗品費	原材料・副資材及びその他事業に必要な消耗品の購入に要する経費
備品費	機械装置、工事器具等の購入、改良及びこれらに付随する据付け、試験運転等に要する経費
使用料及び賃借料	機械、器具のリース・レンタル、クラウドサービス、会議室の使用等に要する経費
委託・外注費	他の事業者へ委託し、又は外注するために必要な経費
専門家経費	専門家による技術指導、コンサルティング等に係る経費
データ購入・ソフトウェア導入費	データの購入又はソフトウェアの導入に要する経費
旅費・交通費	実証又は調査に必要な出張等に係る経費
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

ただし、下記の条件を付すものとする。

- 1 実証等に要する経費に限る。
- 2 自治体その他の団体が連携体の構成員として自らの負担により事業に要する経費支出は、補助対象外とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

令和 8 年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 殿

住所
連携体代表者名
代表者職氏名 ㊟

令和 8 年度において愛媛県共創プロジェクト実証支援事業を下記のとおり実施したいので、令和 8 年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業計画書 (別紙 1 のとおり)
- 2 収支予算書 (別紙 2 のとおり)
- 3 誓約書 (別紙 3 のとおり)
- 4 その他

【本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先】

責任者	職：	氏名：	連絡先： @
担当者	職：	氏名：	連絡先： @

(注 1) 代表者印を押印する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先の記入は不要。

(注 2) 代表者印の押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、別途指定する県の担当者及び上席者並びに上記責任者のメールアドレスを宛先に設定の上、電子メールにて提出すること。

(注 3) 「責任者」欄には、法人内において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には、本申請に関する事務を担当する者を記入すること。

申請者の概要	会社名	
	本社所在地 (県内事業所所在地)	〒
	資本金	
	従業員数	
	業種及び主な事業内容	
担当者	部署名	
	職・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
補助事業名		
事業の目的	(1) 本実証事業を経て実施する事業に取り組む目的(現状や課題等)	
	(2) 本実証事業において目標とする成果	
事業の内容		

事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
スケジュール 詳細	(いつ、何を実施するか)			
実施体制 (連携体構成 員一覧)	区分	名称	所在地	県内企業該当
		主な役割	担当者・連絡先	E:N BASE 登録状況
	代表者			有・無
				有・無
	構成員			有・無
				有・無
	構成員			有・無
				有・無
	構成員			有・無
				有・無
連携体の役割 分担の概要				
期待される効果	(1) 地域に与える影響 (解決できる課題等) (2) 経済的な影響 (期待できる雇用創出効果等)			

実証期間実施 後の事業展開	
その他参考事 項	

(別紙2)

収支予算書

1. 支出の部

補助事業に 要する経費	補助対象経費 (消費税等を除く)	補助金交付申請額 ※千円未満切り捨て	備 考
円	円	円	
補助事業に要する経費の内容			

2. 収入の部

区 分	金 額	備 考
本事業の補助金	円	
自 己 資 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

(別紙3)

誓約書

申請者及び連携体のすべての構成員は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団(愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 事業所の役員等(個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する営業を営む者であるとき

2 補助事業者として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

愛媛県知事 中村 時広 様

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者職氏名

㊞

様式第2号（第8条関係）

令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 殿

住所
連携体代表者名
代表者職氏名 ㊟

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった愛媛県共創プロジェクト実証支援事業を、下記のとおり変更したので、令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円也
変更承認申請額	金	円也
差引増減額	金	円也

【本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先】

責任者	職：	氏名：	連絡先： @
担当者	職：	氏名：	連絡先： @

（注1）代表者印を押印する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先の記入は不要。

（注2）代表者印の押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、別途指定する県の担当者及び上席者並びに上記責任者のメールアドレスを宛先に設定の上、電子メールにて提出すること。

（注3）「責任者」欄には、法人内において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には、本申請に関する事務を担当する者を記入すること。

様式第3号（第9条関係）

令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 殿

住所
連携体代表者名
代表者職氏名 ⑩

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった愛媛県共創プロジェクト実証支援事業を中止（廃止）したいので、令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

【本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先】

責任者	職：	氏名：	連絡先： @
担当者	職：	氏名：	連絡先： @

（注1）代表者印を押印する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先の記入は不要。

（注2）代表者印の押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、別途指定する県の担当者及び上席者並びに上記責任者のメールアドレスを宛先に設定の上、電子メールにて提出すること。

（注3）「責任者」欄には、法人内において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には、本申請に関する事務を担当する者を記入すること。

様式第4号（第10条関係）

令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業遂行状況報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 殿

住所
連携体代表者名
代表者職氏名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった愛媛県共創プロジェクト実証支援事業の遂行状況について、令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備考
	月 日までに完了したもの		月 日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
円	円	%	円		

【本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先】

責任者	職：	氏名：	連絡先：	@
担当者	職：	氏名：	連絡先：	@

（注1）代表者印を押印する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先の記入は不要。

（注2）代表者印の押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、別途指定する県の担当者及び上席者並びに上記責任者のメールアドレスを宛先に設定の上、電子メールにて提出すること。

（注3）「責任者」欄には、法人内において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には、本申請に関する事務を担当する者を記入すること。

様式第5号（第11条関係）

令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業実績報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 殿

住所
連携体代表者名
代表者職氏名 ㊟

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった愛媛県共創プロジェクト実証支援事業の実績について、令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金所要額 金 _____ 円
- 2 補助事業報告書 (別紙1のとおり)
- 3 収支決算書 (別紙2のとおり)
- 4 その他（経費を支払ったことを証する書類等）

【本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先】

責任者	職：	氏名：	連絡先： @
担当者	職：	氏名：	連絡先： @

(注1) 代表者印を押印する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先の記入は不要。

(注2) 代表者印の押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、別途指定する県の担当者及び上席者並びに上記責任者のメールアドレスを宛先に設定の上、電子メールにて提出すること。

(注3) 「責任者」欄には、法人内において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には、本申請に関する事務を担当する者を記入すること。

(別紙1)

補助事業報告書

補助事業名	
事業の実施内容	
事業の実施結果	
事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
目標に対する達成状況	(本実証事業において目標としていた成果に対する達成状況)
連携体の構成員が果たした役割	
今後の展開	
その他参考事項	

(別紙2)

収支決算書

1. 支出の部

補助事業に 要する経費	補助対象経費 (消費税等を除く)	補助金交付申請額 ※千円未満切り捨て	備 考
円	円	円	
補助事業に要する経費の内容			

2. 収入の部

区 分	金 額	備 考
本事業の補助金	円	
自 己 資 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

様式第6号（第13条関係）

令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業費補助金概算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 殿

住所
連携体代表者名
代表者職氏名 ⑩

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、交付決定の通知があった令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業費補助金について、令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1	概算払請求額	一金	円也
内訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残 額	金	円也

2 概算払を必要とする理由

【本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先】

責任者	職：	氏名：	連絡先： @
担当者	職：	氏名：	連絡先： @

（注1）代表者印を押印する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先の記入は不要。

（注2）代表者印の押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、別途指定する県の担当者及び上席者並びに上記責任者のメールアドレスを宛先に設定の上、電子メールにて提出すること。

（注3）「責任者」欄には、法人内において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には、本申請に関する事務を担当する者を記入すること。

様式第7号（第14条関係）

令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業費補助金精算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 殿

住所
連携体代表者名
代表者職氏名 ⑩

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、交付決定の通知があった令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業費補助金について、令和8年度愛媛県共創プロジェクト実証支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

【本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先】

責任者	職：	氏名：	連絡先： @
担当者	職：	氏名：	連絡先： @

（注1）代表者印を押印する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先の記入は不要。

（注2）代表者印の押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、別途指定する県の担当者及び上席者並びに上記責任者のメールアドレスを宛先に設定の上、電子メールにて提出すること。

（注3）「責任者」欄には、法人内において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には、本申請に関する事務を担当する者を記入すること。